平成２６年（フ）第１２号
和歌山県御坊市島638番地９
破産者　酒井　利恵
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第７９号
香川県高松市観光町536番地　ひだまりアパートメント11号室、住民票上の住所香川県高松市観光町536番地　ひだまりアパートメント106
破産者　木村　正二
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３２号
福岡県久留米市北野町大城569番地28
破産者　今村　尚博
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２３１号
福岡県久留米市城島町江上４番地２
破産者　ＭＴ・トランスポートこと　松永　孝博
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２３７号
福岡県久留米市小森野３丁目19番６号　グレイスヴィラ北久保101号、前住所福岡県久留米市長門石４丁目８番33―102号
破産者　はかた家族こと　馬場　　信
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４７６号
福岡県遠賀郡水巻町下二西２丁目１番５号　プラムコート水巻Ｂ棟103号
破産者　桑山　恵子
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４３号
北九州市八幡西区香月西４丁目７番17号
破産者　宇下　耕平
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４４号
北九州市八幡西区香月西４丁目７番17号
破産者　宇下　邦子
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０５号
佐賀市鬼丸町１番22号　アパートメント鬼丸202号
破産者　松崎　周二
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
佐賀県唐津市西旗町12番５―404号　市営アパート
破産者　藤田　英記
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２３５号
青森県下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢３番地２
破産者　駒谷　浩昭
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
岩手県北上市湯沢７地割108番地
破産者　嶽間澤広子
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１号
岩手県北上市中野町３丁目17番８号　グランドハイツ伊藤７号、旧住所岩手県北上市和賀町藤根２地割８番地
破産者　菊池　　徹
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１５号
山形県最上郡鮭川村大字中渡1533番地９
破産者　荒木　良一
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１７号
山形県最上郡鮭川村大字中渡1533番地９
破産者　荒木　光子
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１２３号
茨城県行方市芹沢931番地124
破産者　大塚　重美
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３２４号
愛知県一宮市木曽川町門間字東島海38番地１　サンキャッスルⅠ―１Ｂ号
破産者　山田　征治
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３８７号
愛知県刈谷市今川町２丁目208番地
破産者　岡田　圭一
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
大津市坂本２丁目10番18号　セジュール21―201号、前住所大津市中央１丁目７番31―1301号　ユニライフ大津中央
破産者　武田　勝示
１　決定年月日　平成27年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部